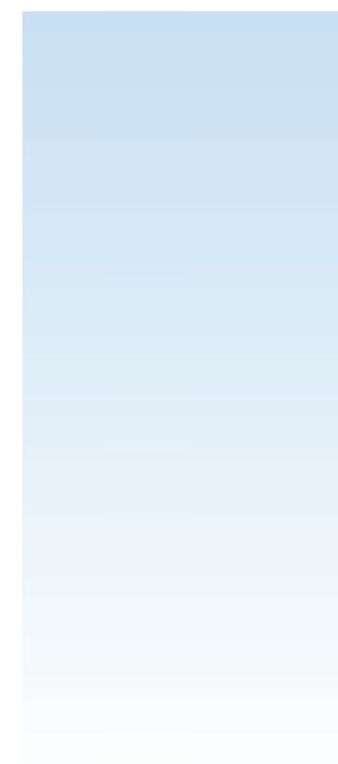
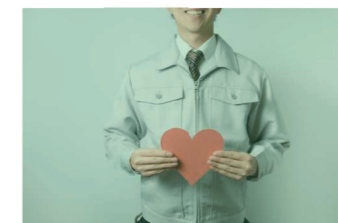
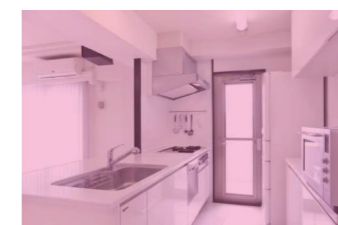
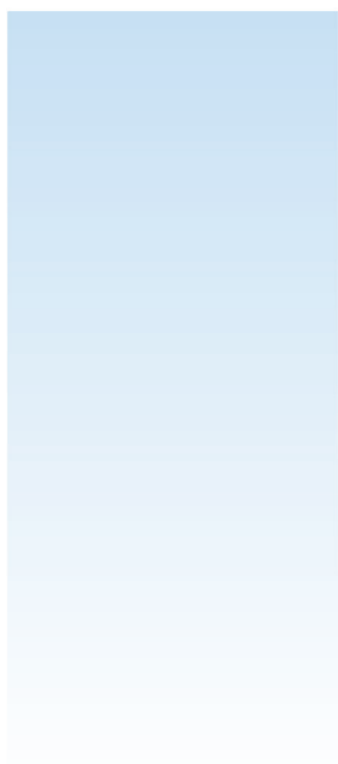


サービス提供会社  
**株式会社AZ不動産**



お困り事を幅広くサポートいたします。



24時間・365日 受付ダイヤル **052-684-5511**

新しい部屋、新しい暮らし。環境も生活スタイルも変わる新生活には、様々な不安やトラブルがつきものです。「AZサポート」では、そんな入居者様の不安解消のサポートをさせていただきます。カギの紛失や水まわりのトラブル、ちょっとした不注意でガラスを割ってしまったなど、生活上の一般的なトラブルから不意に起こるケガや病気の応急処置のご相談。また、健康に関するご相談や食事、栄養面でのご相談。いつ起こるかもしれないトラブルに「AZサポート」が全てお応えします！

## 緊急駆けつけサポート

### カギのトラブルサポート

- カギを紛失して家に入れない！
- 外出先にカギを忘れてきてしまった！

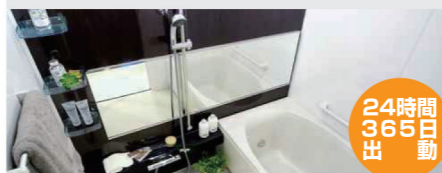
※氏名・住所が会員登録と一致する顔写真付きの公的身分証明書の提示が必要です。  
※合カギの作製はいたしません。  
※マンションのオートロックは、作業対象外となります。



24時間  
365日  
出

### 水まわりのトラブルサポート

- 蛇口からの水漏れ！
- トイレのタンクが故障して水が出ない！
- 台所の詰まりで水が流れない！
- 洗濯機のホースを接続してほしい！



24時間  
365日  
出

### ガラスのトラブルサポート

- 泥棒の侵入でガラスが割られた！
- ガラスにヒビが入っているので応急処置してほしい！
- 自然災害でガラスが割れた！



24時間  
365日  
受

### 電気のトラブルサポート

- プレーカーが落ちた！

※特殊な電気機器（配電盤・分電盤等）の故障は、別途部材発注の可能性があるため、対応はできかねる場合がございます。  
※停電・電気料金の未払い等は、電力会社様の対応となります。  
※建物設備以外は、サービス対象外となります。  
※ブレーカーの仮復旧で解決しない、建物設備に関するトラブルは、管理会社様へご連絡して下さい。



24時間  
365日  
受

### 建具のトラブルサポート

- ドアクローザーの調子が悪い！
- ドアの開閉時にしっかりと閉まらない！



24時間  
365日  
受

### 在宅確認サポート

- 一人暮らしの息子和連絡がとれない！在宅確認をして！

※あくまでも玄関前までの出動対応となります。  
※部屋内に入らなければならない場合は、事前にご相談ください。  
※サービスのご利用は、2階等以内のご相談に限ります。



24時間  
365日  
出

## 電話相談サポート

### 健康・医療相談

- 不意なケガの応急処置はどうすればいいの？
- 急な発熱、とりにあえずどうしよう？
- 栄養に関する食事の相談。

※当社で直接対応はいたしません。  
※ご案内・ご紹介先での相談料は実費となります。  
※ご案内・ご紹介先での対応時間については別途ご確認ください。



24時間  
365日  
受

### ダイヤル案内

- 訪問販売がしつこくて、つい契約をしてしまった！
- 出会い系サイトから不当請求がきて困っている！

※当社で直接対応はいたしません。  
※ご案内・ご紹介先での相談料は実費となります。  
※ご案内・ご紹介先での対応時間については別途ご確認ください。



24時間  
365日  
受

### ガス・給湯器のトラブル

- お風呂のお湯が出ない！
- コンロが点火しない！

※緊急の一次対応であり、機器の修理等はガス会社様の対応となりますので、対応はできかねる場合がございます。  
※機器の修理やガス漏れの場合は、管理会社様へご連絡して下さい。



24時間  
365日  
受

もし自分の部屋に泥棒が入ってしまったら！

同じ部屋に住み続けるのは不安だという方のために  
**再入居費用として  
一律10万円(税込)を負担いたします。**

### 引越し費用のサポート

一律**10万円(税込)負担**

再入居費用として一律10万円(税込)を負担いたします。

無償対応範囲と  
有償対応範囲について

- 無償対応範囲 … 基本料金・出張料金・夜間料金・休日料金・作業料金(60分以内の作業) → 入居者の過失によるトラブルを無償で対応いたします。
- 有償対応範囲 … 60分超の作業料金(10分につき、1,100円(税込))・特殊作業料金・部品代金(ガラス代・パッキン代などの各種部品代)
- 経年劣化によるトラブルや共有部のトラブルに関しては、家主様・管理会社様等へご連絡いたします。
- 災害や天候等が理由で、当日の出動対応ができかねる場合がございますので、予めご了承の程お願いします。

## Life Cycle Concierge [ユーザー限定の会員特典]

下記の他にもお得に利用できるサービスが盛りだくさん！

<https://lifecycleconciierge.jp/>



**Times CAR**

初期費用0円でカーシェアライフを！

会員カード発行手数料  
1,650円 → **0円**

月額基本料金3ヶ月2,640円  
(880円×3ヶ月) → **0円**

**カラオケ館**

「カラオケ館」は全国に店舗を展開中！ お客様のエンジョイライフをお手伝いいたします。

**30%OFF**  
カラオケ ルーム料金

**25%OFF**  
カラオケ フリータイム料金

**20%OFF**  
テレワーク ルーム料金

**家具・家電レンタル**

オシャレな家具が  
1つからレンタル可能！

初月  
**5,000円(税込) OFF**

**夜間/休日の救急往診**

もしもの時のお守りに。  
ファストドクター

往診利用時の  
医師の交通費無料

**ハウスクリーニング**

お部屋の「掃除」は  
プロにおまかせ！

**ALL 10% OFF**

**収納サービス**

お部屋の荷物、預けて  
スッキリ！しかも12ヶ月♪

月額 484円(税込)~  
月額 **110円(税込)**

**健康宅配サービス**

70品以上・糖質90%OFFの  
食事をお届け！

初回購入金額より  
**2,000円(税込) 割引**

**ヘッドフォン定額サービス**

300種類を超える  
ヘッドフォンが使い放題！

初回 **50% OFF**

住まいの緊急トラブルサポートアプリ  
**Living Link**  
リビングリンク

**無料**  
[会員専用アプリ]

いつでもどこでも  
**緊急連絡可能!!**

スマホと一体で  
**安心便利な会員証!!**

自分で見て、自分で解決  
**自己解決動画!!**

状況説明の言葉不要  
**WEBカメラ!!**

アプリで確認  
**「トリセツ」機能搭載!!**

タップするだけ!!

トラブル発生時には  
**アプリからTEL!!**

アプリを  
ダウンロード  
したら

お客様情報入力

- お名前(カタカナで入力)
- 電話番号(奥の「J」無しで続けて入力)

以上の2項目を入力し、「確認」をタップ。  
確認画面の表示後「登録」をタップすると完了です。

プッシュ通知表示でご利用開始!

アプリのアイコンにプッシュ通知が表示されましたら全ての準備が完了です。アプリをご利用いただけます。

アプリのダウンロードはこちらから

リビングリンク 検索


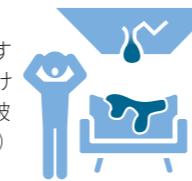
Download on the App Store

GET IT ON Google Play

すまいレスキュー保険 A (家財保険)

<p><b>1 火災</b></p> 	<p><b>2 落雷</b></p> 	<p><b>3 破裂または爆発</b></p> 	<p><b>4 給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水漏れ</b></p> 	<p><b>5 風災・ひょう災 雪災</b> ※家財の損害額に条件はありません。</p> 
<p><b>6 建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊</b></p> 	<p><b>7 騒じょうなど</b></p> 	<p><b>8 家財の盗難</b> ※1事故、50万円限度。</p> 	<p><b>9 通貨の盗難</b> ※通貨は1事故、1世帯20万円限度。</p> 	<p><b>10 預貯金証書の盗難</b> ※預貯金証書は1事故、1世帯につき保険金額を限度。</p> 
<p><b>11 いたずら</b> ※1事故、30万円限度。</p> 	<p><b>12 水害</b> ※保険金は再調達価額に占める家財の損害割合によって異なります。</p> 	<p><b>13 持ち出し家財保険金</b> 一時的に持ち出された家財が日本国内の他の建物内で①～⑧の事故によって損害を受けた場合</p> 		

すまいレスキュー保険 A (賠償責任保険)

<p><b>14 家主様への賠償責任</b> 火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水漏れにより被保険者が住宅を損壊した場合、その住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合</p> 	<p><b>15 第三者に対する賠償責任</b> 被保険者が入居物件の使用または管理に起因する偶然な事故または日本国内で日常生活における事故により、他人の身体に障害または財物(被保険者が所有、使用または管理する財物は除く)に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合</p> 
---	--

さらに次の費用保険金等が付帯されます。

臨時費用	修理費用(※借用住宅に限り)
水道管等修理費用	地震火災費用
ドアロック交換費用	ピッキング防止費用
残存物清掃費用	近隣見舞費用
緊急避難費用	洗面台交換費用
ガラス交換費用	便器交換費用
浴槽交換費用	遺品整理費用
損害防止費用	

- 家財の損害額は再調達価額の基準で損害額をお支払いしますので、万一の場合でも損害賠償金で同等の家財が購入出来ます。(※ただし貴金属などは時価額で評価します)
- 損害保険金をお支払いする際にお客さまからの自己負担額はありません。
- 修理費用の補償には「住宅内での被保険者の死亡による借用住宅の損害(50万円限度)」を含みます。
- このパンフレットはすまいレスキュー保険 A の概要を説明したものです。詳細は取り扱い代理店またはレスキュー損害保険株式会社までお問い合わせください。
- このパンフレットに記載している、すまいレスキュー保険 A 以外の各種サポート、サービスの内容は、レスキュー損害保険株式会社が提供するすまいレスキュー保険 A の付帯サービスではありません。

すまいレスキュー保険 A (家財保険・賠償責任保険) 補償内容について

保険金の種類	保険金等をお支払する場合	お支払する保険金等の額 (家財保険限度額100万円)	保険金をお支払できない 主な理由	
損害保険金	①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水漏れ ⑤風災・ひょう災・雪災 ⑥建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊 ⑦騒じょうおよび類似の集団行為または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為	損害額：保険金額を限度 ※貴金属等以外は再調達価額基準の損害額 ※貴金属等は時価額基準の損害額 (1個(組)ごとに30万円限度)	●ご契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ●家財もしくは持ち出し家財の使用もしくは管理を委託された者、被保険者と同居の者または被保険者と生計を共にする者の故意 ●家財または持ち出し家財の紛失または置き忘れ ●家財が屋外にある間に生じた盗難 ※ただし、家財が住宅の軒下または団地等の野外の自転車置き場にある場合を除きます。 ●持ち出し家財である自転車の盗難	
	⑧家財の盗難	家財	損害額：1事故につき50万円を限度 ※貴金属等は1個(組)ごとに30万円を限度	●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ●核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
	⑨通貨の盗難	通貨	1事故、1世帯ごとに20万円を限度	●上記以外の放射性放射または放射能汚染など ●洗面台以外(洗面ボウルと一体化していない鏡、収納器具、照明器具、水栓器具等)の破損または汚損 ●器具内部の破損または汚損 ●詰まりによる破損または汚損など
	⑩預貯金証書の盗難	預貯金証書 盗難後ただちに預貯金先と所轄の警察署に届出を行ったにもかかわらず預貯金先から現金が引き出された場合	1事故、1世帯ごとに保険金額を限度	●便器交換費用保険金 ●浴槽交換費用保険金 ●浴槽以外(洗い場、換気扇、浴室乾燥機、ドア、鏡、収納器具、水栓器具など)の破損または汚損 ●器具内部(浴槽のエプロンカバーの内部を含む)の破損または汚損 ●詰まりによる破損または汚損など
	⑪いたずら	第三者によるいたずらにより家財が損害を受け、所轄の警察署で被害届が受理された場合	1事故につき30万円を限度	●被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊によって、その財物に対して正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
	⑫水害	床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の30%以上の損害を受けた場合	損害額×100%：保険金額を限度	
		床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の15%以上30%未満の損害を受けた場合	保険金額×10%を限度	
		床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の15%未満の損害を受けた場合 家財が再調達価額の30%以上の損害を受けた場合	保険金額×5%を限度 損害額×100%：保険金額を限度	
	持ち出し家財保険金	一時的に持ち出された家財が日本国内の他の建物内で上記①～⑧の事故によって損害を受けた場合	1事故につき保険金額の20%に相当する金額を限度 ※貴金属等の場合は1個(組)ごとに30万円を限度	
	臨時費用保険金	上記①～⑦の事故により損害保険金がお支払される場合	損害保険金×5%を限度	
修理費用保険金	上記①～⑥、⑧～⑩の事故および住宅内での被保険者の死亡により住宅に損害が生じ、被保険者(住宅内での死亡の場合は被保険者の法定相続人)が自己の費用で修理した場合 ※ただし、居住する住宅が借用住宅の場合に限ります	実費：1事故につき100万円を限度 ※住宅内での被保険者の死亡の場合は1回の事故につき50万円を限度		
水道管等修理費用保険金	凍結により専用水道管、または住宅の給湯器に損害が生じ、被保険者が自己の費用で修理した場合 ※被保険者以外の者が占有する部分を除きます	実費：1事故につき10万円を限度		
地震火災費用保険金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、家財が損害を受け次の状態になった場合 a. 住宅が半壊以上になった場合 b. 家財が全焼した場合	保険金額×5% ※ただし家財の再調達価額の5%限度		
ドアロック交換費用保険金	住宅のかぎが日本国内で盗難され、被保険者が自己の費用でドアロックの交換をした場合に要する費用	実費：1事故につき3万円を限度		
ピッキング防止費用保険金	住宅が盗難あるいはいたずらにあい、玄関ドアのロックを開錠され被保険者が自己の費用でドアロックを交換した場合、ドアロックの交換や防犯装置設置に要する費用	実費：1事故につき3万円を限度		
残存物清掃費用保険金	上記①～⑧の事故により損害保険金がお支払される場合で、損害を受けた家財の残存物の清掃及び運搬費用	実費：1事故につき損害保険金×5%を限度		
近隣見舞費用保険金	上記①、③の事故により第三者の所有物に滅失、き損または汚損の損害が生じた場合	被災世帯数×5万円 ※1事故につき保険金額×5%を限度		
緊急避難費用保険金	上記①～⑧の事故により損害保険金がお支払される場合で、住宅に損害が生じ、住宅の代替として宿泊施設などを臨時に使用した際の宿泊費用	実費：1事故につき損害保険金×5%を限度 ※事故日から30日以内に対応する費用		
洗面台交換費用保険金	住宅の洗面台が破損または汚損(経年劣化を除きます。)し、被保険者が自己の費用で洗面台を交換した場合	実費：1事故につき100万円を限度		
ガラス交換費用保険金	住宅のガラスが破損し、被保険者が自己の費用でガラスを交換した場合(熱割れによる破損を含みます。)	実費：1事故につき100万円を限度		
便器交換費用保険金	住宅の便器が破損または汚損(経年劣化を除きます。)し、被保険者が自己の費用で便器を交換した場合	実費：1事故につき100万円を限度		
浴槽交換費用保険金	住宅の浴槽が破損または汚損(経年劣化を除きます。)し、被保険者が自己の費用で浴槽を交換した場合	実費：1事故につき100万円を限度		
遺品整理費用保険金	住宅内で被保険者が死亡し、住宅を貸主に明け渡すために必要な遺品の整理に関する費用を、被保険者の法定相続人が自己の費用で負担した場合	実費：1事故につき30万円を限度		
損害防止費用	損害防止費用	上記①、②、③の損害の発生および拡大の防止のために支出した費用	実費	
賠償責任保険	賠償責任保険金	火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水漏れにより被保険者が住宅を損壊した場合で、その住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合  被保険者が入居物件の使用または管理に起因する偶然な事故または日本国内で日常生活における事故により、他人の身体に障害または財物(被保険者が所有、使用または管理する財物は除く)に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合	●ご契約者や被保険者の故意 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ●被保険者と同居する者に対する賠償責任など ●被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊によって、その財物に対して正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任	

もしも家財保険・賠償責任保険の事故にあわれたら...

●すまいレスキュー保険A 事故受付専用ダイヤル (フリーコール)

**0120-123-030**

24時間/年中無休

レスキュー損害保険株式会社

URL <https://www.rescue-sonpo.jp/>

ご契約内容のご連絡は TEL : 03-6910-3277

RB01-014(1) 2022.03

# すまいレスキュー保険 A 保険金のお支払い例

## 家財の損害

### ○ 保険金をお支払いする主な例

火災を起こし、家財が焼失してしまった。

火災による家財の損害を補償致します。



隣室からの火事による延焼で、家財が焼失してしまった。

類焼による家財の損害を補償致します。

上階からの漏水でテレビが故障してしまった。

他人の戸室で生じた事故による水漏れによる家財の損害を補償致します。



台風でガラスが割れ、雨が吹き込み家財に損害が生じた。

風災による家財の損害を補償致します。



デパートでひったくり被害にあい、カバンを盗まれた。

一時的に持ち出された家財が、他の建築物内で盗難等の被害にあい損害を受けた場合は、持ち出し家財保険金をお支払致します。  
※地下通路やアーケードなど、もっぱら通路として利用される建築物内を除きます。  
※現金は持ち出し家財保険金の補償対象外です。



### ✕ 保険金をお支払いできない主な例

地震により、テレビが倒れ、破損してしまった。

地震による損害は、補償の対象外となります。



隣室からの火事による類焼で、駐車場に置いていた車に損害が発生した。

自動車は家財保険の目的には含まれないため補償の対象外となります。



雨漏りでテレビが、故障してしまった。

雨漏りによる家財の損害は、補償の対象外となります。

窓を閉め忘れた為、雨水が吹き込み家財に損害が生じた。

単なる雨水の吹き込みを原因とする家財の損害は、補償の対象外となります。

デパートでカバンを置き忘れ、紛失してしまった。

## 入居者の法律上の賠償責任

### ○ 保険金をお支払いする主な例

洗濯機のホースが外れ、借用戸室の床に損害を与えてしまった。



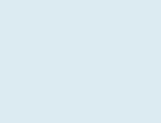
火災を起こし、借用戸室を焼失させてしまった。



ガス爆発を起こし、借用戸室に損害を与えてしまった。



洗濯機のホースが外れ、階下の天井、家財に損害を与えてしまった。



ベランダから物を落とし、歩いていた人に怪我を負わせてしまった。



### ✕ 保険金をお支払いできない主な例

排水管の老朽化が原因で階下に漏水してしまった。

老朽化による漏水は、建物所有者の責任となります。

アイロンで、誤って床を焦がしてしまった。

火事に至らない焦損は、補償の対象外となります。

水槽を割ってしまい、借用個室の床に水濡れによる損害を与えてしまった。

給排水設備に生じた事故に伴う漏水ではない為、補償の対象外となります。

自動車を運転中、他人に怪我をさせてしまった。

自動車事故による損害は、補償の対象外となります。



勤務中に、誤って事務所内のガラスを破損させてしまった。

職務遂行中の事故は、補償の対象外となります。

## 費用保険金等

### ○ 保険金をお支払いする主な例

誤って借用戸室の窓ガラスを割ってしまった。  
[100万円限度]



寒暖差による自然現象、または熱を原因として、窓ガラスが破損した。  
[100万円限度]



化粧ピンを落とし、洗面台を破損してしまった。  
[100万円限度]

※交換した場合が対象です。



誤って、浴槽を破損させてしまった。  
[100万円限度]

※交換した場合が対象です。



誤って、便器を破損させてしまった。  
[100万円限度]

※交換した場合が対象です。



凍結により、水道管や給湯器が破損した。  
[10万円限度]



部屋の鍵が盗難被害にあったため、ドアロックを交換した。  
[3万円限度]



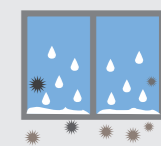
### ✕ 保険金をお支払いできない主な例

老朽化により、給湯器が故障してしまった。

老朽化による設備の故障や汚れなどは補償の対象外となります。

結露を原因として、借用戸室にカビの損害が発生した。

カビによる損害は補償の対象外となります。



外出先で鍵を紛失し、ドアロックを交換した。

鍵の紛失は補償の対象外となります。

地震により、化粧ピンが落ち、洗面台が破損してしまった。

地震による被害は、補償の対象外となります。

原因不明の水漏れが発生した為、原因調査を業者に依頼した。

原因調査費用は、補償の対象外となります。

※ これらは本保険金の概要をご理解いただくためのお支払い例です。 実際の保険金お支払いの判定基準は複合的な要素も加味されます。

※ これらは本保険金の概要をご理解いただくためのお支払い例です。 実際の保険金お支払いの判定基準は複合的な要素も加味されます。

# 重要事項説明書（被保険者向け）[ 契約情報 ]

## 1 商品の仕組み

この保険は、レスキュー損害保険株式会社（以下「当社」といいます。）が引き受ける家財保険（賠償責任保険特約付き）です。家財保険は、火災をはじめとする様々な事故により、被保険者が居住する住宅に収容された家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。また、賠償責任保険は偶然な事故により、被保険者および被保険者と同居する方が住宅の貸主または他人に対して法律上の損害賠償責任を負担したときに保険金をお支払いします。この保険には包括契約特約が適用されます。

## 2 包括契約特約について

保険契約者は法人または個人事業主に限ります。保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数、住宅の住所などを記載した帳簿を備え、当社からの求めがあれば帳簿を当社へ提出する必要があります。被保険者は、帳簿に記載された住宅に入居する者に限ります。

## 3 主な特約とその概要

この保険で自動セットされる特約は、賠償責任保険特約、包括契約特約です。また、保険契約者の意向で賠償責任保険補償拡大特約、法人特約、立替払特約をセットすることができます。

## 4 補償の期間

保険契約者の帳簿に記載された補償開始日（通常は入居日）の午前0時に始まり、保険契約者の帳簿に記載された補償終了日（通常は解約日）の24時に終わります。

## 5 お引受条件

全ての被保険者が加入するプランは同一プランとなりますので、被保険者がプランを選択することはできません。

## 6 保険料の払込

保険料は保険契約者が当社へ支払いますので、被保険者が直接当社へ支払うことはありません。

## 7 解約返戻金、満期返戻金、契約者配当金

解約返戻金、満期返戻金、契約者配当金はありません。

## 8 被保険者について（範囲と制限）

被保険者は、この保険における住宅に居住する被保険者およびその同居者をいいます。被保険者は、保険契約者の帳簿に記載された住宅に入居する者に限ります。

## 9 補償の重複

ご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（家財保険以外の保険契約にセットされる特約や他社の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。（※）

（※）1契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

## 10 損害保険会社破綻時の取扱い

万一当社が経営破綻した場合、「損害保険契約者保護機構」による資金援助が行われます。

## 11 補償内容

補償内容、保険金等をお支払いする事由や保険金をお支払いしない事由はパンフレットにてご確認ください。

## 12 ご加入時およびご加入後にご注意いただきたいこと

他の保険契約がある場合、他の保険契約から保険金が支払われていないときは、この保険契約の支払責任額をお支払いします。また、他の保険契約から保険金が支払われたときは、この保険契約の支払限度額から、他の保険契約から支払われた保険金の合計額を

差し引いた残額をお支払いします。ただし、この保険契約の支払限度額を限度とします。

## 13 クーリングオフ（契約申込の撤回等について）

保険契約者が法人または個人事業主のため、クーリングオフのお申出を受付けることはできません。

## 14 事故が起こった時の手続きおよび注意点

- ご契約いただいた保険契約で補償される事故が生じた場合は、遅滞なく当社までご連絡ください。事故の届出が遅れますと、保険金のお支払いが遅れることがあります。
- 火災などの事故の場合は、損害のあったことの確認が必要となりますので、焼けたもの等を当社の調査前に処分なさらさないで下さい。
- 賠償責任にかかわる事故が発生した場合は、必ず保険会社にご相談の上、示談交渉を行ってください。保険会社の承認がないまま被害者に対し損害賠償責任を承認された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
- 保険金請求の際は当社所定の次の書類をご提出いただけます。
  - ①保険金請求書 ②損害見積書 ③家財の盗難による損害の場合は所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
  - ④他の保険契約の有無および内容を確認するための書類
- 保険金請求権には時効（3年）がありますので、ご注意ください。

■ 事故受付専用ダイヤル:レスキュー損害保険株式会社  
0120-123-030(通話料無料)【受付時間 24時間365日】

## 15 指定紛争解決機関について

当社は、お客様からお申し出いただいた苦情等については、解決に向けて真摯な対応に努めます。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本損害保険協会が運営し、当社が契約する指定紛争解決機関「そんぽADRセンター」をご利用いただくことができます。

## 16 個人情報のお取り扱いについて

当社は、プライバシーポリシーに基づき、お客様の個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、安全管理について適切な措置を講じてまいります。

- 個人情報の取得・利用  
当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得・利用します。
- お客様に関する情報の利用目的について  
お客様から提供いただいた個人情報は、保険業の健全な運営とお客様に対するサービスの提供のため、次の目的達成に必要な範囲内で利用いたします。
  - ①保険契約の引受、管理 ②適正な保険金の支払い
  - ③再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求 等
- お客様に関する情報の外部への提供について

当社は、個人情報について、利用目的の達成に必要な範囲内で以下の場合に第三者に提供することがあります。

- ①弊社の業務遂行上必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）に提供する場合
- ②適正な保険金支払のために保険事故の関係者（修理業者、保険事故の当事者等）に提供する場合
- ③再保険の手続きをするために再保険会社(外国を含む)に提供する場合 等

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、外国にある第三者への個人データ提供、商品・サービスについては弊社ホームページをご覧ください。以下へお問い合わせください。

【保険会社への相談・苦情・連絡窓口】

レスキュー損害保険株式会社

東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大手町野村ビル

TEL 03-6910-3277

## 第1章 総 則

### 第1条 (規約)

- この規約は、株式会社AZ不動産(以下「当社」といいます。))が提供する「azサポート」(以下「本サービス」といいます。))を、第2条所定の会員が利用するにあたって適用されます。なお、当社は、必要に応じて本サービスの提供を当社の業務提携先であるジャパンベストレスキューシステム株式会社(以下「JBR」といいます))に委託することがあります。
- 当社は、ウェブサイト又は書面その他所定の方法により、変更内容を通知又は公表する措置を講じ、当該措置より合理的期間が経過した後、この規約の内容を変更することができます。ただし、会員の利益を著しく害すると判断される場合にはこの限りではありません。
- 本サービスは「入居者向け緊急サポートサービス」、「すまいレスキュー保険A」により構成され、それらの提供会社は以下のとおりです。
  - 「入居者向け緊急サポートサービス(カギ・水まわり・ガラスのトラブルサポート及び在宅確認サポート、電話相談サービス)」サービス提供会社：業務提供先(ジャパンベストレスキューシステム株式会社)
  - 「すまいレスキュー保険A」引受保険会社 レスキュー損害保険株式会社(以下「引受保険会社」といいます。))

### 第2条 (会員及び契約成立)

- 会員とは、当社が媒介又は仲介した不動産(以下「対象物件」といいます。))についての賃貸借契約を締結し入居手続を行った後、本規約に同意のうえ、本サービスの入会申込手続を完了し、かつ当社が本サービスへの入会を認めた者をいい、当社が申込みを承諾した時点で契約が成立するものとします。会員が当社より事業を目的として対象物件を賃借した場合は、ご入会いただけません。
- 会員は、本サービスの入会申込手続をした時点で、この規約の内容を承諾しているものとみなします。
- 本サービスの申込者が当社に登録するサービス対象となる物件(以下、「対象物件」といいます))に居住されない場合、申込者は対象物件に居住される方(以下「居住者」といいます。))を会員として本サービスの入会申込手続を行うことができます。この場合、申込者が本サービスの契約者、居住者を会員として登録を行うものとし、その旨当社の承諾を得るものとします。なお、申込者は、本規約の内容を十分理解し、会員となる居住者及び同居の家族にその内容を理解させ、居住者及び同居の家族に対し規約に従った行動を行うよう適切な指導監督を行うものとします。

### 第3条 (譲渡禁止等)

会員は、本サービスに関する権利の全部または一部について、第三者に譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

### 第4条 (利用者)

- 本サービスは、対象物件に居住する会員とその同居家族のみが利用(以下「利用者」といいます。))することができます(なお、同居家族とは、申込時に登録され当社が承諾した方をいいます。))。ただし、在宅確認サポートのサービスについては会員及び利用者本人のみ利用することができます。
- 本サービスを利用する場合、原則として、運転免許証等の顔写真付き公的身分証明書(以下、単に「身分証明書」といいます。))による本人確認が必要となります。

### 第5条 (会費、本サービスの失効)

- 本サービスの月額会費は、1,870円(税込)といたします。なお、月額会費は「入居者補償制度(保険)」の保険料相当額410円を含みます。「入居者補償制度(保険)」につきましては、本規約の第4章をご確認ください。
- 会員は、毎月一定の期日までに当社指定の方法で支払うものとします。
- 会費の支払を怠った場合、会費未納期間中は本サービスの提供を受けることはできません。なお、居住者が会員である場合、当社は賃借人に対して請求できるものとします。会費未納期間が2か月を経過した場合には、本サービスは自動的に失効し、会員資格を喪失するものとします。
- 支払済の会費は、退会、会員資格の終了、その他会員都合による場合は、返金に応じかねます。

### 第6条 (有効期限)

- 本サービスの有効期間は対象物件の入居日から1か月間とし、対象物件の入居日から退去日までの間に限り更新・継続が可能です。
- 契約を更新する場合は、当社の定める指定期日までに次月分の会費をお支払いいただくこととします。
- 会費お支払後に退去となった場合、本サービスのご利用可能期間は退去日までとなります。なお、その際会費の返金はありません。予めご了承ください。

### 第7条 (会員の退会)

- 会員は、当社へ会員氏名、住所、電話番号、生年月日等の情報を告知し、そのいずれか2つ以上の情報が当社に告知された情報と一致する場合には、当該退会の申出を行った者を会員とみなして当社は解約手続を行うことができるものとします。
- 退会後は契約の有効残存期間に関わらず、本サービスの提供を受けることができないものとし、直接的又は間接的に会員が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。

### 第8条 (変更の届出)

- 会員は、連絡先等当社への届出内容に変更があった場合には、当社に所定の方法で速やかに変更の届出をするものとします。
- 前項の届出がなかったことで会員が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。

### 第9条 (会員資格の喪失)

会員が以下のいずれかの事由に該当した場合は、会員としての資格を喪失するものとし、当社は即時に本サービスの提供を停止いたします。

- 本サービスの利用に際して 不正な行為があった場合
- 本サービスを規約外の内容で利用しようとした場合
- 本サービス利用時において、当社又はJBRに対して、電話を長時間かけ続ける、必要以上に頻繁にかける等の行為を行い、当社及びJBRの業務を妨害し、又は業務に支障を与えた場合
- 会員の対応、態度、行動等から判断し、当社が適正に本サービスを提供することが困難であると判断した場合
- 本サービスを行う際に、当社又はJBRの社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益が侵害された場合
- 暴言・暴力やハラスメントなど、サービススタッフの人格などを傷つける行為や言動があったとき、又は、あったと当社が認めた場合
- 申込み後2ヶ月を経過しても会費を支払わない場合
- 当社及びその関係者等に著しい迷惑や損害を与えた場合
- その他当社が会員として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合

### 第10条 (個人情報保護)

- 当社は本サービスの運営において知り得た会員もしくは利用者等(以下、「会員等」といいます)の個人情報について、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。))その他の諸法令を遵守し、かつ善良な管理者の注意義務をもって管理するものとします。なお、取得した個人情報は、以下の利用目的に使用します。
  - 当社事業活動における各種サービスを提供するため
  - 会員等に対して、当社及びJBRの各種営業情報及び販促品等を提供するため
  - (1)における各種サービスの提供後に、メンテナンス、アンケート、その他の事由により改めて会員等と接触する必要が生じた場合
  - 会員等から頂いたご意見、ご要望にお応えするため
- 次に掲げる場合、前項の目的の範囲外であっても会員等の個人情報を利用し、又は第三者に提供する場合があります。
  - 会員等が同意している場合
  - 個人情報保護法その他法令などにより必要と判断された場合
- 当社は、第1項の目的のため、会員等の個人情報をJBRと共同で利用する場合があります。

### 第11条 (免責)

- 当社は本サービスの利用により発生した会員等又は第三者に生じた損害(他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。))及び本サービスを利用できなかったことにより会員等又は第三者に生じた損害について、損害賠償責任を負わないものとします。ただし、故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。
- 当社は、以下に掲げる事由その他やむを得ない事由によりサービスの提供をお断りする場合があります。
  - 天災地変等の不可抗力により対象物件への到着が困難であると判断した場合もしくは当社のコールセンターにおいて会員からの受電が困難な場合
  - 会員の住所が離島・島嶼・山間部その他当社のサービス提供が困難な地域の場合

### 第12条 (反社会的勢力の排除)

- 会員等は、第1号に該当する事由がなく、また第2号に該当する行為を行わないことを表明した将来にわたっても該当せず、また行わないことを確約するものとします。
  - 会員等が、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、「暴力団員等」といいます。))であること、又は次のいずれかに該当すること
    - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    - 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - 会員等が、自ら又は第三者を利用して行う次のいずれかに該当する行為
    - 暴力的な要求行為
    - 法的な責任を超えた要求行為
    - 本サービスに関し、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
    - 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
    - その他前各号に準ずる行為
- 当社は会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、この規約に基づく本サービスの利用を停止することができるものとします。その場合に当社に生じた損害は会員等がすべて賠償するものとし、会員等に生じた損害は、当社は一切その責任を負いません。

### 第13条 (規約改定について)

- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本規約を改定することができるものとします。この場合、当社は、本規約を改定する旨、改定内容及び効力発生時期を、当社ウェブサイト、その他所定の方法により告知するものとします。
  - 本規約の改定が、会員の一般の利益に適合するとき
  - 本規約の改定が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更内容の相当性その他改定に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- 当社は、前項による場合のほか、事前に改定後の内容を当社ウェブサイトへの掲載、その他所定の方法により告知し、会員が、告知後に当社に特段の申出をすることなく本サービスを利用した場合、改定後の本規約について承諾したものとして扱うこととします。

## 第2章 相談サービス規約

### 第14条 (目的)

相談サービスは、様々なトラブルに関して、必要な手続の案内や専門家、行政機関、消費者保護団体等の紹介など、会員等に対して情報の提供を行うことで、会員等のトラブルの解決をサポートします。

### 第15条 (サービス内容)

- 会員等から専用フリーダイヤルにて問い合わせがあった事項に関して、下記の情報を提供することで、トラブル解決のサポートを行います。
  - トラブルの解決のために必要となる方法、手段等の案内
  - 行政機関窓口、消費者保護団体、カウンセラー等の専門家の紹介
  - その他、トラブル解決のために必要な情報
- 健康・医療相談サービスとは、健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスなどのご相談について保健指導の範囲でアドバイスを行うものであり、診察・診療行為ではありません。病院情報や健康に関する情報をご提供するサービスです。
- 相談サービスとは、会員へ電話にて情報提供を行うサービスです。
- 以下の事項に関しては、サポートの対象外とします。
  - 恋愛・信仰など、精神的な価値観に関係する事項
  - 法令や社会通念に反する事項
  - 前号のほか、弁護士法、税理士法等その他法令上業として提供することが禁止されている事項
  - 前各号の他、情報提供が著しく困難と認められる事項

### 第16条 (利用料金)

- 会員等は本サービス有効期間内において、第15条所定のサービスを無償で利用することができます。
- 相談サービスは情報の提供を目的としたものであり、情報提供を超えて生じる下記の費用は、会員等本人のご負担となります。
  - 書類申請等にかかる費用等
  - 弁護士・カウンセラー等と個別に相談を行う場合の報酬等
  - その他、紛争解決のために発生する費用

### 第17条 (免責)

- 相談サービスにおいて当社が会員等に提供した情報は、会員等がトラブルを解決するための一手段のご提案であり、解決をお約束するものではありません。また、情報の利用についての責任の一切は、会員等の自己責任のもと本人に帰属するものとします。
- 当社以外の第三者が行った役務提供については、当社は損害賠償責任を負わないものとします。
- 当社は、相談サービスからの情報に基づき会員等又は第三者に発生した損害(他社との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます)及び本サービスを利用できなかったことにより会員等又は第三者に発生した損害について、損害賠償責任を負わないものとします。ただし、故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。

## 第3章 トラブルサポート及び在宅確認サポートに関する規約

### 第18条 (サービス内容)

- 当社は、次の各号のトラブルが生じたとき、会員に対してトラブル解決のための駆けつけサービス及び在宅確認サポート(以下、「トラブルサポート」といいます。))を提供いたします。トラブルサポートは、当該トラブルが発生した場合に、無償で駆けつけトラブル解決サポートを行うものです。ただし、特殊な構造・部品を使用する場合並びに60分を超える作業及び特殊作業が必要となる場合は、本サービス対象から除外し有料となります。
  - カギのトラブル
  - 水まわりのトラブル
  - ガラスのトラブル
  - 在宅確認
  - 電気のトラブル
  - 建具のトラブル
- ガラスのトラブル作業については18時以降は養生作業のみとなる可能性があります。電気・建具のトラブルサポートにおける出動時間においては下記の通りとします。

9:00 ~ 18:00 (※上記時間以外は要相談)
- 在宅確認サービスは、離れて暮らすご家族(会員の1親等以内に限り)が会員等と連絡が取れない場合に、対象物件へ訪問し、在宅状況を確認するものです。状況確認後、在宅有無をご家族へご報告します。

# azサポート 会規約

第19条 (電気のトラブルサポートにおけるサービス提供範囲)  
電気のトラブルサポートにおけるサービス提供範囲は、対象物件の会員が賃借した範囲(共用部分を除きます)における電気設備の巡回目視点検等当社が定める電気機器(室内照明、コンセント、エアコン、ブレーカー)への対応業務に限りです。

第20条 (建具のトラブルサポートにおけるサービス提供範囲)  
建具のトラブルサポートにおけるサービス提供範囲は、対象物件の会員が賃借した範囲(共用部分を除きます)における室内建具の丁番調整・位置調整・ビス増し締め等の対応業務に限りです。

第21条 (免責)  
1.トラブルサポートに関して、下記の事項に該当する場合、本サービスの提供をお断りする場合があります。  
(1)会員等以外の依頼  
(2)災害・天災・暴動等に起因する依頼  
(3)カギの開錠の場合に会員等の立会いがない場合  
(4)身分証明書提示のない場合。また、身分証明書の提示があっても、身分証明書上の住所、氏名が当社に届出のある住所、氏名と異なっていた場合  
(5)対象物件にかかる賃貸部分以外に関する本サービスの依頼  
2.在宅確認サポートに関して、下記の事項に該当する場合、本サービスの提供をお断りする場合があります。  
(1)在宅確認に関して、玄関の開錠を希望する場合  
(2)在宅確認に関して、1親等内の親族以外からの依頼  
(3)在宅確認サービス本来の目的から逸脱した利用方法や、定期的又は定常的な在宅確認を希望されるなど、利用頻度が著しく多いと当社が判断した場合  
3.当社及びJBRは、トラブルサポート及び在宅確認サポートに関して、損害賠償責任を負わないものとします。ただし、故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。  
4.当社に登録した同居家族が、当社への連絡なく同居でなくなった場合におけるトラブルについては、当社はいかなる責任を負わないものとし、損害賠償義務を負わないものとします。

第22条 (カギのトラブルサポートにおける補助金)  
1.カギのトラブルサポートに関して、依頼を受けた開錠作業にあたり技術上の困難を理由に会員が有料宿泊施設を利用せざるを得なくなってしまった場合、次項の条件を満たした場合に限り、会員が実際に負担した宿泊料金、及び利用宿泊施設への移動費の合計金額のうち最大10,000円(税込)までを宿泊補助金として支給いたします。  
2.前項における宿泊補助金の給付条件は以下のとおりです。  
(1)加入月を基準とする1年以内に同一の請求をしていないこと  
(2)当社所定の申請書を用い、利用された宿泊施設の宛名・日付入りの領収書とともにご宿泊日から1か月以内(ご宿泊日を含む)に、当社へ提出すること  
(3)宿泊施設のご利用について当社が合理的な理由に基づき適切であると判断すること  
3.当社が宿泊補助金給付対象であると判断した時は、当社が申請を受理した月の翌末日までに、会員本人名義の金融機関口座に宿泊補助金をお振込みいたします

第23条 (駆けつけトラブルサポート及び在宅確認サポート料金表)  
カギ・水まわり・ガラスのトラブルサポート及び在宅確認サポートの利用料金は、下表のとおりとします。(税込)

時間帯	区分	会員	
基本出張料金	8:00~20:00	カギ・水まわり	無料
		ガラス	無料
		電気・建具	無料
	上記以外	在宅確認	無料
		カギ・水まわり	無料
		ガラス	無料
作業料金(60分以内)	電気・建具	無料	
	在宅確認	無料	
	—	無料	
作業料金(60分超)	—	実費	
特殊作業料金	—	実費	
部品代金	—	実費	

(注)在宅確認サポートは、会員本人の1親等内の親族からの依頼に限りです。  
(注)作業料金に関し、作業時間が60分を超える場合には、60分を超えてから10分ごとに1,100円(税込)の費用が発生します。

第4章 「入居者補償制度(保険)」

第24条 (内容)  
1.入居者補償制度(以下「本制度」といいます。)は、火災等により会員の家財に損害が生じた場合や会員が賠償責任(不注意による失火、階下への漏水事故等)を負担した場合等に、会員に対して補償を提供することを目的とします。  
2.本制度は当社が保険契約者となり、引受保険会社との間で締結した損害保険契約に基づきます。会員は、当該保険契約の被保険者(保険金受取人)となり、会費に含まれる保険料相当額を負担します。  
3.本制度の保険契約は本規約に同意することをもって会員の意向を把握・確認したもとして、自動で付帯されます。  
4.本制度の補償は、会員規約に定める場合のほか、当社の賃貸人もしくは賃貸人代理の地位が他に移転した場合、または前項の保険契約が終了した場合に終了します。本制度の補償内容、保険金額(保険料率)に変更が生じた場合は、引受保険会社の運営するホームページ上等で告知します。  
5. 本制度の損害保険契約の概要は以下の通りです。  
<記載事項> 引受保険会社：レスキュー損害保険株式会社  
保険種類：すまいレスキュー保険A  
損害保険の補償内容および補償額、個人情報の取扱い等：パンフレットの通り

## 個人情報の取扱いに関する同意条項

個人情報の取扱いに関する同意書面(以下、「本書面」といいます)は、株式会社AZ不動産(以下、「当社」といいます)がお客様よりいただく個人情報の利用目的、取り扱い等についてご説明するものです。下記内容を必ずお読みいただき、ご同意のうえお申込みください。

1.個人情報の利用目的  
お客様の個人情報は、以下の目的のために利用し、それ以外の目的で利用することは致しません。  
(1)当社事業活動における各種サービスをご提供するため  
(2)お客様に対して当社又は当社の業務提携先、業務委託先の各種営業情報及び販促品等をご提供するため  
(3)(1)に於ける各種サービスのご提供前又は後に、アンケート、その他事項等、改めてお客様と接触を必要が発生した際のため  
(4)お客様から頂いたご相談・お問合わせ・ご意見・ご要望にお応えするため  
ただし、次の場合においては、ご本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供することがございます。  
・法令に基づく場合  
・当社のグループ会社及び提携先企業との間で共同利用を行う場合  
2.個人データの共同利用  
当社とグループ会社及び提携先企業との間で、以下のとおり個人データを共同利用することがあります。  
(1)個人データの項目：  
お名前、生年月日、ご住所、電話番号、メールアドレス等のご連絡先、その他当社がお申込時もしくはサービス提供中に、当社がお客様に関して取得するすべての個人情報。ただし、センシティブ情報を除きます。  
3.個人情報の委託  
当社では、利用目的を達成するため必要な範囲内で、当社業務提携先や業務委託先が他の企業に委託することがあります。その場合は当社及び業務提携先や業務委託先は当該委託業務の処理に必要な範囲で、個人情報の保護措置を講じた上でお客様の個人情報を委託します。  
4.匿名加工情報の取扱いについて  
当社は特定の個人を識別できないように加工した情報であって当該個人情報復元することができないようにした情報(匿名加工情報)についてお客様のプライバシーを厳重に保護する観点から、情報の取扱いについてガイドラインを策定し、適正に取り扱います。  
5.個人情報の安全管理  
当社が取得した個人情報及び特定個人情報ならびに外部からお預かりした個人情報及び特定個人情報は、安全かつ正確に管理し、アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏えい等の問題に対して情報セキュリティ対策を実施し、その予防に努めます。

6.個人情報の記入の任意性  
個人情報のご記入は任意です。ただし、必須項目に記入頂けない場合には、サービスが提供できない場合やお問合わせに回答することができない場合がございます。あらかじめご了承ください。  
7.当社運営Webサイトの個人情報の取扱いについて  
当社は、当社運営のWebサイトにおいて「端末情報」「ログ情報」「cookie及び匿名ID」「位置情報」を取得し、以下の目的のために利用致します。  
(1)本サービスに関する登録の受付、本人確認、維持、保護及び改善のため  
(2)本サービスに関するご案内、お問合わせ等への対応のため  
(3)本サービスに関する当社の規約、ポリシー等(以下「規約等」といいます。)に違反する行為に対する対応のため  
(4)本サービスに関する規約等の変更などを通知するため  
(5)個人を特定できない状態で統計資料として利用するため  
8.お問合わせ、訂正・利用停止等  
当社は、お客様からの個人情報の開示・訂正・利用停止等のお申し出に対して、当社窓口にて適切かつ迅速に対応いたします。

## 再入居費用バックアップサポート

第1条 (制度の概要)  
再入居費用バックアップサポートは、JBRを通じて、会員等本人が入居住宅専用部分における侵入盗被害又はストーカー被害に遭い、転居を余儀なくされた場合、かつ、被害に遭ってから6ヶ月以内に当社の仲介する賃貸物件に会員等本人が転居する場合に、その再入居費用として一部を負担する制度です。

第2条 (用語の定義)  
用語の定義はそれぞれ以下のとおりです。  
(1)「賃貸借入居者(入居者)」  
当社の仲介により居住する入居者。  
(2)「再入居費用バックアップサポート」(以下「本制度」という)  
会員本人が入居住宅専用部分における侵入盗被害又はストーカー被害に遭われて転居を余儀なくされた場合、被害に遭ってから6ヶ月以内に、会員本人が提携不動産賃貸業者の仲介する賃貸物件に転居する場合に、その再入居費用の一部を負担する制度。  
(3)「入居住宅専用部分」  
当社を仲介者とした賃貸借契約に基づき会員等本人が居住する物件で、人が居住の用に供する部分のうち会員が内側から完全に施錠でき、実際に居住している部分。ベランダは除く。  
(4)「施錠中」  
入居住宅専用部分の窓、扉、ドアなどの開口部にすべて鍵をかけている状態。  
(5)「侵入盗被害」  
施錠中の入居住宅専用部分に第三者が侵入した場合。又は侵入した第三者によって生じた盗取、毀損又は汚損。  
(6)「ストーカー被害」  
会員がストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第1項の「つきまとい等」の被害を受け、警察に相談して警告を求めめる旨の申出をした場合で、警察署長等による警告が発令された場合もしくは告訴を行い受理された場合。  
(7)「対象期間」  
当社との間で賃貸借契約に付随して本制度が約定された日(更新による賃貸借契約日を含みます。)から【azサポート】規約第6条第1項に定める役務提供の終了日まで。

第3条 (顧客名簿の管理と個人情報の取り扱いについて)  
会員の個人データを記録した顧客名簿は、JBRのデータベースにて適正に管理します。また、入居者に対する各種サービスの紹介のために、顧客名簿をJBRの業務委託先等の第三者に通知する場合があることを予めご了承ください。

第4条 (適用対象外)  
次の各号の事由に該当する場合は、本制度の適用対象外とします。  
(1)会員の故意、重過失、犯罪行為、自殺行為、闘争行為に起因する被害  
(2)会員及び会員の親族、使用人、同居人又は止宿人が自らなし、又は加担した行為  
(3)当社以外の仲介により転居した場合  
(4)地震、噴火、風水災、その他の天災  
(5)会員又は会員の親族以外の者が対象住居内にて在宅中の侵入盗被害  
(6)入居住宅専用部分が施錠されていない間の侵入盗被害  
(7)被害について警察への届出がない場合  
(8)同一入居住宅専用部分において、対象期間中2回目以降の侵入盗被害又はストーカー被害  
(9)侵入盗被害が未遂であった場合  
(10)客観的に入居住宅専用部分に第三者が侵入したと判断できない又は判断が困難な場合  
(11)転居先が実家や知人宅等の場合  
(12)ストーカー被害がストーカー行為等の規制等に関する法律での「つきまとい等」行為に該当しても警察署長等による警告が発令されない場合もしくは告訴がない場合  
(13)入居日前の事故

第5条 (本制度の利用申請)  
1.JBRは、本制度利用申請の受付後、申請内容の確認(本補償制度に関する各種問合わせを含みます。)を行うものとし、会員は速やかに次の各項に掲げる事項を当社に報告するものとします。  
2.JBRは、利用申請時に以下の事項をご確認させていただきます。  
(1)住所・氏名・電話番号・性別  
(2)本制度を約定した日(賃貸借契約日)・被害の発生日時と状況  
(3)警察への盗難届けの有無  
3.本制度を利用するときには、会員は以下の書類をJBRに提出しなければなりません。  
(1)公の機関が発行する受理番号  
(2)ストーカー被害の場合は警察署長等が発行する警告を実施した証明書  
(3)当社の定める事故報告書  
(4)侵入盗被害を証明する書類  
(5)転居先の賃貸契約書(写)  
(6)その他当社が必要と認める書類

第6条 (負担金)  
1.JBRの調査により、会員の申告した被害が本制度の対象であると判断されたときは、新たな賃貸借契約締結時に再入居費用の一部として、当社にて10万円を一律負担します。なお、当社の指示により、JBRより後日負担金相当額を会員へキャッシュ/バックする場合もあります。  
2.会員が侵入盗被害に遭い、そのまま住み続けることができず、一旦実家等に戻られた場合でも、6ヶ月以内に再度当社を仲介者とする物件に入居される場合は、前項同様に、再入居の費用として10万円を一律負担します。  
3.本制度のご利用は、対象期間ごとに1回で終了しますが、本サービスの有効期間内であれば、他のサービスは受けることができます。

第7条 (本制度の対象範囲)  
本制度は、当社を仲介者として再入居する場合のみに適用されます。

第8条 (他の補償制度との関係)  
本制度は、他の補償制度、保険等からの給付とは無関係に行うものとします。

2023年8月1日 制定

MEMO

Dotted lines for writing on page 13.

Dotted lines for writing on page 14.